

**出水総合医療センター検査設備管理業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 目 的

本事業は、出水総合医療センターの臨床検査における試薬・消耗品等の調達及び検査機器の維持・管理を一元化することにより検査科職員の負担軽減及び材料費、検査機器の更新コストの削減を図ることを目的とし、FMS方式による検査設備管理業務委託として公募型プロポーザル方式により広く募集し、内容を総合的に審査した上で最適な事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

検査設備管理業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和14年10月31日まで

契約締結日から履行開始日までの期間は委託業務準備期間とする。

(4) 履行期間

令和7年11月1日から令和14年10月31日まで

(5) 履行場所

出水総合医療センター 臨床検査科

(6) 事業上限額

568,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は無効とす

る。

3 事業担当課

〒 8 9 9 - 0 1 3 1 鹿児島県出水市明神町 5 2 0 番地

出水総合医療センター事務部総務課財政係

電話 0 9 9 6 - 6 7 - 1 6 1 1

F A X 0 9 9 6 - 6 7 - 1 6 6 1

メールアドレス zaimu@hospital-city.izumi.kagoshima.jp

4 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書等の提出期限において、出水市物品調達等入札参加資格審査要綱（平成 2 0 年出水市告示第 6 9 号）第 4 条の規定に基づき、入札参加登録者名簿に登録されていること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間に、出水市物品調達等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 2 0 年出水市告示第 7 0 号）第 3 条の規定に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定に基づく再生手続開始申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始若しくは、更正計画又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）ではないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

3 年法律第 7 7 号) (以下「暴対法」という。) 第 2 条の暴力団をいう。) 又は暴力団員等 (暴対法第 2 条第 6 号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。) 又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(7) 医療法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 50 号) 第 9 条の 8 に定める基準に適合するものであること。

(8) 公租公課に未納がないこと。

(9) IS015189 の認定を受けていること。

5 実施スケジュール

	項 目	日 程	備 考
1	公募開始公告	6 月 1 9 日 (木)	当院ホームページ
2	参加表明書の提出期限	6 月 2 5 日 (水)	
3	質問書の受付期限	6 月 2 5 日 (水)	電子メール 又は F A X
4	参加資格確認結果通知	6 月 2 6 日 (木)	電子メール
5	質問への回答期限	6 月 2 7 日 (金)	随時回答するが、回答期限を示したもの。
6	企画提案書等の受付期限	7 月 1 日 (火)	
7	審査	7 月 7 日 (月)	
8	審査の結果通知・公表	7 月 8 日 (火)	電子メール
9	契約締結	7 月 9 日 (水)	

※ スケジュールは変更になる場合がある。

6 実施要領等の配布

実施要領、参加表明書等の様式は、当院ホームページから入手するものとする。

7 参加手続等

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、提出期限までに以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 参加資格審査調書（様式2）

(2) 提出期限 令和7年6月25日（水）午後5時

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合、簡易書留に限ることとし、提出期限までに必着とする。）

(4) 提出先 3 事務担当課まで

(5) 参加資格の確認 資格確認については、参加表明書、参加資格審査調書の提出期限日をもって行い、結果については書面により通知する。

8 質問の受付期限及び回答

(1) 質問書の受付

ア 提出書類 質問書（様式3）

イ 提出期限 令和7年6月25日（水）午後5時

ウ 提出方法 電子メール又はFAXで提出すること（提出後は必ずエの提出先へ電話連絡すること。）。

エ 提出先 3 事務担当課まで

(2) 質問への回答

ア 回答期限 令和7年6月27日（金）午後5時

※ 随時回答を行うが、最終回答期限を示している。

イ 回答方法 提出されたすべての質問及びその回答について、当院ホームページに公表する。

9 提案書等の提出

参加資格の確認において参加資格があると確認されたものは、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案届出書（様式４）

イ 見積書（様式５）

別紙「仕様書」を満たす費用を対象とする（見積金額に消費税は含まない。）。

ウ 提案書（任意様式）

仕様書等の記載内容を十分に理解した上で作成すること。提案書は、別紙「出水総合医療センター検査設備管理業務公募型プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）の評価項目に沿って作成すること。

① １者１提案とする。

② A４サイズ両面印刷とし、ページ番号を記載すること。

③ 表紙、裏表紙及び目次を含み、１５枚（３０ページ）以内とする。

エ 業務実績（様式６）

オ 導入スケジュール（任意様式）

履行開始までのスケジュールを示すこと。

カ 会社概要書（任意様式）

主要業績、直近の経営現況等をA４サイズ１ページにまとめること。

(2) 提出書類に係る注意事項

ア 各書類は２穴綴じとし、紐綴じ等の簡易な方法で綴じた上で、

(1)のアからカの順番に並べること。

イ 正本（商号又は名称及び代表者氏名を記入し、社名を押印したもの）を1部、副本（正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入、社印を押印していないもの）を8部提出すること。

(3) 提出期限 令和7年7月1日（火）午後5時

(4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合、簡易書留に限ることとし、提出期限までに必着とする。）

(5) 提出先 3 事務担当課まで

10 審査基準及び審査方法

(1) 審査方法

書類審査及びプレゼンテーション、デモンストレーション（以下「プレゼン等」という。）及び質疑応答）を実施する。

審査は、出水総合医療センター検査設備管理業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査基準に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、参加表明者が1事業者であった場合でも、事業者の選定は有効とする。

また、選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切認めない。

(2) 審査内容

ア 審査内容

審査基準に基づき、提出書類の内容を評価項目ごとに審査する。
ただし、最低基準点（配点の6割）を下回る物は選定の対象外とする。

(3) プレゼン等

ア 実施予定日

令和7年7月7日（月）

イ 出席者

3 人以内

ウ 審査内容

プレゼンテーション（30 分以内：準備を含む）及び企画提案書等に関する質疑応答（20 分以内）を実施し、「審査基準」に基づき評価し、審査の合計の最高得点者を最優秀提案者として選定する。

なお、最低基準点（配点合計の 6 割）を下回る者は選定の対象外とする。

プレゼンテーションではプロジェクター等を使用しても構わないが、その際の説明内容は、提出された企画提案書等に記載されている内容のみとする。なお、スクリーン、プロジェクター及び延長コードは当院が準備するが、それ以外（パソコン等）は参加事業者が準備すること。事前にプレゼンテーション会場の映像機器や配線等を確認したい場合は、本要領 3 に掲げる担当課に連絡すること。

エ 審査結果

審査結果は、令和 7 年 7 月 8 日（火）までに、審査の参加事業者に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛にメール又は F A X で通知する。

また、当院ホームページにおいて公表する。

11 契約手続

10 の審査の結果、最優秀提案者となった事業者と契約手続を進める。

12 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務の目的を達成す

るために必要な範囲内において複製することがある。

- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて、無断で使用しない。

13 失格

参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (2) 審査の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかったとき。
- (5) 見積金額の100分の110に相当する額が、2の(6)の事業上限額を超えているとき。

14 その他

- (1) このプロポーザルへの参加に要した費用の全ては、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限の経過後は、参加表明書、企画提案書等の提出、再提出及び差替えを認めない。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、当院がこのプロポーザルの審査その他本業務の実施のために必要な範囲内で、これらが無償で複製し、使用することができるものとする。
- (4) 提出された参加表明書、企画提案書等は、出水市情報公開条例（平成18年出水市条例第16号）の規定に基づく公文書の開示請求の対象になる。
- (5) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

- (6) 電子メール等の通信事故については、当院はいかなる責任も負わない。